

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 照 屋 尚 子

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則

(現業業務以外の職務に係る標準的な職)

第1条 現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職務の種類 | 職制上の段階 | 標準的な職 |
|----------------------------------|---|--------|
| 1 校務をつかさどり、所属職員の監督等を行う職務 | 1 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「高等学校管理規則」という。)第48条第1項に規定する校長、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号。以下「特別支援学校管理規則」という。)第43条第1項に規定する校長及び沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号。以下「中学校管理規則」という。)第25条第1項に規定する校長並びに市町村立小学校及び中学校の校長の属する職制上の段階 | 校長 |
| | 2 高等学校管理規則第48条第2項に規定する副校長、特別支援学校管理規則第43条第2項に規定する副校長及び中学校管理規則第25条第2項に規定する副校長並びに市町村立小学校及び中学校の副校長の属する職制上の段階 | 副校長 |
| 2 校務を整理し、幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務 | 高等学校管理規則第48条第1項に規定する教頭、特別支援学校管理規則第43条第1項に規定する教頭及び中学校管理規則第25条第1項に規定する教頭並びに市町村立小学校及び中学校の教頭の属する職制上の段階 | 教頭 |
| 3 校務の一部を整理し、幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務 | 高等学校管理規則第48条第2項に規定する主幹教諭、特別支援学校管理規則第43条第2項に規定する主幹教諭及び中学校管理規則第25条第2項に規定する主幹教諭並びに市町村立小学校及び中学校の主幹教諭の属する職制上の段階 | 主幹教諭 |
| 4 幼児又は児童生徒の教育、指導等を行う職務 | 高等学校管理規則第48条第1項に規定する教諭並びに同条第2項に規定する助教諭及び講師、特別支援学校管理規則第43条第1項に規定する教諭並びに同条第2項に規定する助教諭及び講師並びに中学校管理規則第25条第1項に規定する教諭並びに同条第2項に規定する助教諭及び講師並びに市町村立小学校及び中学校の教諭、助教諭及び講師の属する職制上の段階 | 教諭 |
| 5 幼児又は児童生徒の保健教育、保健指導等を行う職務 | 高等学校管理規則第48条第1項に規定する養護教諭及び同条第2項に規定する養護助教諭、特別支援学校管理規則第43条第1項に規定する養護教諭及び同条第2項に規定する養護助教諭並びに中学校管理規則第25条第1項に規定する養護教諭及び同条第2項に規定する養護助教諭並びに市町村立小学校及び中学校の養護教諭及び養護助教諭の属する職制上の段階 | 養護教諭 |
| 6 幼児又は児童生徒の栄養教育、栄養指導等を行う職務 | 特別支援学校管理規則第43条第2項に規定する栄養教諭並びに市町村立小学校及び中学校の栄養教諭の属する職制上の段階 | 栄養教諭 |
| 7 実習に従事する職員の職務 | 高等学校管理規則第48条第2項に規定する実習助手及び特別支援学校管理規則第43条第2項に規定する実習助手の属する職制上の段階 | 実習助手 |
| 8 寄宿舎の指導に従事する職員の職務 | 特別支援学校管理規則第43条第3項に規定する寄宿舎指導員の属する職制上の段階 | 寄宿舎指導員 |

| | | |
|-------------------|---|----------|
| 9 学校給食に従事する職員の職務 | 1 特別支援学校管理規則第49条第1項に規定する学校栄養主査及び中学校管理規則第30条第1項に規定する学校栄養主査並びに市町村立小学校及び中学校の学校栄養主査の属する職制上の段階 | 学校栄養主査 |
| | 2 中学校管理規則第30条第1項に規定する主任並びに市町村立小学校及び中学校の主任の属する職制上の段階 | 主任 |
| | 3 特別支援学校管理規則第49条第1項に規定する学校栄養職員及び中学校管理規則第30条第1項に規定する学校栄養職員並びに市町村立小学校及び中学校の学校栄養職員の属する職制上の段階 | 学校栄養職員 |
| 10 学校事務を総括する職員の職務 | 1 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務長（名護高等学校、コザ高等学校、那覇高等学校、首里高等学校、知念高等学校、宮古高等学校及び八重山高等学校の事務長に限る。）の属する職制上の段階 | 事務長（課長級） |
| | 2 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務長（沖縄県教育委員会教育長が別に定める事務長に限る。）、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務長（沖縄県教育委員会教育長が別に定める事務長に限る。）及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務長（沖縄県教育委員会教育長が別に定める事務長に限る。）の属する職制上の段階 | 事務長（班長級） |
| | 3 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務長（10の項の1号及び2号に規定する事務長を除く。）、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務長（10の項の2号に規定する事務長を除く。）及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務長（10の項の2号に規定する事務長を除く。）の属する職制上の段階 | 事務長（主査級） |
| 11 学校事務に従事する職員の職務 | 1 中学校管理規則第29条第1項に規定する事務主幹並びに市町村立小学校及び中学校の事務主幹の属する職制上の段階 | 事務主幹 |
| | 2 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務主査、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務主査及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務主査並びに市町村立小学校及び中学校の事務主査の属する職制上の段階 | 事務主査 |
| | 3 高等学校管理規則第53条第1項に規定する副主査及び主任、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する副主査及び主任並びに中学校管理規則第29条第1項に規定する副主査及び主任並びに市町村立小学校及び中学校の副主査及び主任の属する職制上の段階 | 主任 |
| | 4 高等学校管理規則第53条第1項に規定する事務主事、特別支援学校管理規則第48条第1項に規定する事務主事及び中学校管理規則第29条第1項に規定する事務主事並びに市町村立小学校及び中学校の事務主事の属する職制上の段階 | 事務主事 |
| 12 実習船を指揮監督する職務 | 高等学校管理規則第54条の2第1項に規定する船長の属する職制上の段階 | 船長 |
| 13 実習船に乗り込み行う職務 | 1 高等学校管理規則第54条の2第1項に規定する機関長の属する職制上の段階 | 機関長 |
| | 2 高等学校管理規則第54条の2第1項に規定する一等航海士、一等機関士、通信長及び指導教官の属する職制上の段階 | 一等航海士 |
| | 3 高等学校管理規則第54条の2第1項に規定する二等航海士、三等航海士、二等機関士、三等機関士、通信士、甲板長、操機長、操舵手及び司厨長並びに第54条の3第1項に規定する主任の属する職制上の段階 | 船員 |

| | | |
|--|--|-----|
| | 4 高等学校管理規則第54条の3第1項に規定する甲板員、機関員及び司厨員の属する職制上の段階 | 乗組員 |
|--|--|-----|

(現業業務に係る標準的な職)

第2条 現業業務に従事する職の地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類に応じ、右欄に掲げるとおりとする。

| 職務の種類 | 標準的な職 |
|--|-------|
| 高等学校管理規則第54条第1項に規定する農業技術補佐員、調理員、用務員及び技術職員、特別支援学校管理規則第49条第1項に規定する調理員、介助員、用務員、警備員、副主査、主任及び技術職員並びに中学校管理規則第30条第1項に規定する調理員及び用務員 | 現業職員 |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。